

国際ロータリー第 2790 地区
2021-22 年度地区リーダーシップ・プラン

District Leadership Plan (DLP)



目 次

1. 目的	1
2. ガバナー補佐	2
3. 地区研修リーダー	2
4. 地区委員会組織表	2
I 地区管理運営委員会	3
I - 1. 諮問委員会	3
I - 2. 戦略計画委員会	3
I - 3. 指名委員会	3
I - 4. 規定審議会提出議案検討委員会	3
I - 5. 地区危機管理委員会	3
I - 6. 地区緊急災害対策特別委員会	3
I - 7. 地区表彰委員会	3
I - 8. 地区財務委員会	4
I - 9. 地区監査委員会兼ロータリー財団資金監査委員会	4
I - 10. 地区大会実行委員会	4
II 常設委員会	4
II - 1. 地区奉仕プロジェクト委員会	6
II - 1 - 1. 社会奉仕プロジェクト委員会	6
II - 1 - 2. 国際奉仕プロジェクト委員会	6
II - 1 - 3. 地区青少年奉仕委員会	7
II - 1 - 4. 青少年交換委員会	7
II - 1 - 5. 地区奨学生・学友委員会	9
II - 2. 地区会員増強・維持拡大委員会	9
II - 3. 地区広報・公共イメージ向上委員会	10
II - 4. 地区ロータリー財団委員会	10
II - 4 - 1. 地区ロータリー財団 資金管理委員会及び寄付推進委員会	10
II - 4 - 2. 財団補助金プロジェクト委員会	11
II - 4 - 3. 地区ロータリー平和フェロシップ委員会	11
II - 4 - 4. 地区ポリオ・プラス、ロータリーカード推進委員会	11
II - 5. 米山記念奨学会委員会	12
5. 地区リーダーシップ・プランの改正	12

2021-22 年度国際ロータリー第 2790 地区 地区リーダーシップ・プラン

1. 目的

国際ロータリー第 2790 地区は、ロータリー章典 17.030. 節（地区リーダーシップ・プラン）に準拠して 2021-22 年度国際ロータリー第 2790 地区リーダーシップ・プランを定める。

2. ガバナー補佐

(1) ガバナー補佐の資格基準

ガバナー補佐の人選における最低基準には以下が含まれる。

- ①少なくとも 3 年間、名誉会員以外の会員身分で地区内クラブに所属している瑕疵なき会員であること。
- ②クラブ会長を全期務めた経験があること、またはクラブ創立の際に創立日から 6 月 30 日迄の全期間を通じ（最低 6 か月間）創立会長を務めた経験があること。
- ③ガバナー補佐の責務を受諾する意思と能力があること。
- ④クラブまたは地区レベルで卓越した業績を上げていること。
- ⑤将来の地区指導者として有望であること。

(2) ガバナー補佐の責務

- ①ガバナー補佐はガバナーエレクトにより任命され、担当するクラブのグループが発展するよう意欲を引き出し、ガバナーを補佐する責務を担う。
- ②次期クラブ会長に対して、クラブリーダーシップ・プランの推進、実施、見直しを行いクラブ目標について協議する。またロータリー章典 2.010.1. 節「機能の喪失」について説明し、この規定に基づきクラブが機能し続けるように指導する。
 - a) クラブがロータリークラブ・セントラルにクラブ年度目標を入力していることを奨励し確認する。
 - b) ガバナー公式訪問の際にクラブの活動計画やリソースについての協議を行う。
 - c) ガバナー公式訪問のスケジュール調整や活動計画書作成においてクラブリーダーをサポートし、公式訪問の際にはクラブ協議会に出席する。
 - d) 地区の目標設定を支援する。
 - e) クラブの進捗について常にガバナーに知らせる。
 - f) 定期的に会員資格に関する情報をアップデートし、人頭分担金、地区賦課金などクラブ負担金を期限内に支払うよう指導する。
 - g) 地区委員会と協力してクラブレベルの研修を調整する。
 - h) 地区リーダーシップ・プラン (DLP)、クラブリーダーシップ・プラン (CLP) 及び、全ての RI のオンラインツールとリソースを推進する。
 - i) 地区委員の選考に関してガバナーエレクトに協力する。
 - j) 地区大会および地区に関するセミナー、そして国際会合への出席を推進する。
 - k) 地区活動に参加し、全ての研修セミナーに出席する。
 - l) IT に関し自力で WEB の閲覧メールの送受信ができること。

(3) ガバナー補佐の指名手続および任命

- ①ガバナーエレクトは、ガバナーの任期が始まる前年に、ガバナー補佐を任命するものとする。
- ②ガバナー補佐の指名は、ガバナーエレクトの就任後のできるだけ早い時期に行う。

(注) ガバナー補佐幹事

- i) ガバナー補佐は自身の任務をサポートする補佐幹事を置くことができる。
- ii) ガバナー補佐幹事は地区幹事に所属する。

3. 地区研修リーダー

地区研修リーダーは、次年度に向けてガバナーエレクトの指示に従い、以下の会議を支援する。

- ①地区チーム研修セミナー (DTTS)
- ②会長エレクト研修セミナー (PETS)
- ③地区研修・協議会 (DTA)
- ④クラブレベルでの研修支援
- ⑤次期ガバナー補佐研修セミナー (AGETS)

4. 地区委員会組織表

I地区管理運営委員会

委員会名

諮問委員会
戦略計画委員会
未来ビジョン策定 (SRF) 委員会
地区リーダー育成会議
地区グループ再編検討会議
指名委員会
ガバナー指名委員会
ガバナー補佐指名委員会
規定審議会提出議案検討委員会
立法案検討委員会
危機管理委員会
緊急災害対策特別委員会
表彰委員会
地区大会関係委員会
資格審査委員会
選挙管理委員会
決議案策定委員会
財務委員会
地区財務資金監査委員会
月信委員会
地区史編纂委員会
地区大会実行委員会
地区大会記念ゴルフ大会実行委員会
地区監査委員会

II地区常設委員会

委員会名

管理運営委員会
会員基盤向上委員会
フェロシップ委員会
会員増強・維持拡大委員会
RLI 推進委員会
広報・公共イメージ向上委員会
奉仕プロジェクト推進委員会
社会奉仕プロジェクト推進委員会
国際奉仕プロジェクト推進委員会
職業奉仕委員会
地区青少年奉仕統括委員会
青少年交換委員会
奨学生学友委員会
インターアクト委員会
ローターアクト委員会
RYLA 委員会
希望の風奨学金推進委員会
地区ロータリー財団委員会
資金管理・寄付推進委員会
補助金プロジェクト委員会
平和フェロシップ委員会
ポリオプラス・ロータリーカード推進委員会
米山記念奨学会委員会

I 地区管理運営委員会

I-1. 諮問委員会

- (1) 国際ロータリー第 2790 地区（以下、「地区」という）に、パストガバナーから成る諮問委員会を設置する。この諮問委員会は、地区内ロータリークラブの会員であるパストガバナー全員によって構成する。
- (2) ガバナーは少なくとも年 1 回、国際協議会后 1 カ月以内に、諮問委員会を開催し、ガバナーエレクトに国際協議会で討議、発表された事項を現ガバナー及びパストガバナーに報告する。
* その他は、章典 19.060.2 を参照。

I-2. 戦略計画委員会

- (1) 地区の 5 年間に亘る継続的な目標、計画、事業展開を検討するために「戦略計画委員会」を設置する。
- (2) 当委員会は直前ガバナー、現ガバナー、ガバナーエレクト、ガバナーノミニーの 4 名を常任委員とし、必要に応じて、検討する分野に造詣の深いパストガバナーやガバナー補佐、あるいは地区委員長等を臨時委員とすることができる。
- (3) 地区組織再編に関して毎年協議し、そぐわないと感じられる場合は随時修正する。

I-3. 指名委員会

指名委員会は役職に応じて最も適格とみなされるロータリアンを指名する。

- (1) 地区はすべての選挙を指名委員会手続き、郵便投票、地区大会での投票の方法の内、1 つを採択する。
- (2) ガバナーの指名
 - (a) 指名委員会は、パストガバナー 5 名をもって構成する。ガバナー、ガバナーエレクト、ガバナーノミニーは、オブザーバーとして参加する。
 - (b) 指名委員に就任するパストガバナーは就任年度の若い順に 5 名とし、辞退あるいは欠員がある場合は繰り上げるものとする。
 - (c) 指名委員会は、指名するガバナーとして最適な人物を探しだし、推薦する任務を負うものとする。
- (3) ガバナー補佐の指名
 - (a) ガバナー補佐の指名はガバナーが指名するロータリアンとガバナーエレクトで行い、最適な人物を探すものとする。

I-4. 規定審議会提出議案検討委員会

地区に規定審議会提出議案検討委員会を設置する

この委員会は、規定審議会と決議審議会に、地区が制定案や決議案を提案出来るようにする。

I-5. 地区危機管理委員会

地区内での青少年交換に関する運営、活動における危機管理を行う。青少年を対象としたプログラムで、ハラスメント事件が発生しないように、万全の対策を講じる。

I-6. 地区緊急災害対策特別委員会

地区内外に甚大な災害が発生した場合、義捐金の支払い及び緊急を有する支援策を提案する。

I-7. 地区表彰委員会

地区表彰委員会は、地区内クラブや会員が表彰に値する顕著な奉仕活動をした場合表彰する対象者を選び、ガバナーに進言する。

本委員会は前年度の地区社会奉仕委員長、地区国際奉仕委員長、地区職業奉仕委員長、地区青少年奉仕委員長を中心に当該年度のガバナーが指名する表彰審査委員長と地区幹事長にて構成する。

【地区表彰審査委員会の役割と責務】

- (1) 地区研修・協議会、で前年度に顕著な功績があったクラブや個人の表彰対象の審査を行う。
- (2) 地区大会で表彰に値する活動を行ったクラブ及び個人を表彰する表彰委員会へ審査結果を提言する。

I-8. 地区財務委員会

- (1) 地区賦課金の額を検討し、推奨額を決める。
- (2) ガバナーと協力して地区予算を作成し、ガバナーは会長エレクト研修セミナーで提案し、地区研修・協議会にて承認を受ける。
- (3) 随時、会計収支の正確な記録が維持されていることを確認する。
- (4) ガバナー年度終了後3ヶ月以内に監査済みの年次財務報告書を作成する。

I-9. 地区監査委員会兼ロータリー財団資金監査委員会

この委員会は、地区資金に関する全てと、ロータリー財団補助金に関する全ての帳簿類と帳票を監査する。「帳簿」とは、金銭出納簿、銀行勘定帳、その他の帳簿類を、「帳票」とは支払伝票や収納伝票などの「伝票類」の総称とする。

I-10. 地区大会実行委員会

地区大会の大会内容及び運営に関してはガバナーの責任の下運営される。

II 常設委員会

(1) 地区常設委員会の役割と責務

- (a) 地区常設委員会はガバナーが策定した地区目標を実行する責任を負う。
- (b) ガバナー、ガバナーエレクト、直前ガバナーを中心に、継続性と引継計画を確実に行うべきである。
- (c) ガバナーエレクトは、任期が始まる前に、常設委員会を見直し委員長、委員を任命し計画会議を開く責任がある。
- (d) 地区常設委員会の役割は、それぞれ担当する分野においてクラブと地区を支援し委員会のメッセージを地区内のロータリアンに伝えることである。ガバナー、ガバナー補佐に加え、地区リーダーシップ・プランに含まれている委員会と協力してクラブを支援する。全委員会共通の責務としては以下が求められる。
 - ・ガバナー、ガバナーエレクト、ガバナーノミニ、ガバナー補佐と協力して、地区目標の達成に向けた戦略を立てる。
 - ・国際ロータリー、地区、クラブ会員の間の情報の橋渡し役となる。

(2) 地区委員会の委員長、委員の任命

地区委員会は、ロータリー年度終了と共に解散し、地区委員会委員長・地区委員会副委員長および地区委員会委員は退任する。地区委員会はガバナーエレクトによって新たに組織されるものであり以下、地区委員会委員長を「地区委員長」、地区委員会副委員長を「地区副委員長」および地区委員会委員を「地区委員」と称する。

(a) 次期地区委員長の任命手続

①地区委員会委員長の選出手順

- (i) ガバナーとして就任する年度のために、ガバナーエレクトは以下の手続をもって次期地区委員長候補を選出する。
- (ii) ガバナーエレクトはガバナーとして就任する直前の年度(現年度)と変更のない委員会について、新委員長に委嘱要請する。
- (iii) 地区委員長が引き続き継続で就任する場合も同様の手続を行う。
- (iv) 新設または現委員会の内容を変更する委員会についても、ガバナーエレクトが次期新地区委員長を指名する。

②地区委員会委員長の任命手続

- (i) 前述の手順によって決まった次期地区委員長候補に対しガバナーエレクトは本人の意向を確認した後、所属クラブの幹事が署名した所定の書式をガバナーエレクト宛てに提出する。
- (ii) 以上の手続は1月から2月に行われる次期地区チーム研修セミナーの2ヵ月前迄に完了しなければならない。
- (iii) 次期地区委員長候補は、地区委員長として、エレクトの委嘱状をもつて任命する。

③禁止事項

以上の役職の人選・推薦にあたっては、RI役職者の選任に順じ、禁止されている活動を行わないこと。任命に至るまでの期間、一切の内容を公表しないこと。

④その他

- (i) 同じ人が何年も連続して地区委員を務めることは可能な限り避ける。また地区委員長の任期は原則1年とする。
但し、TRFの定めにより、地区ロータリー財団委員長に限り任期を3年とする。
- (ii) 地区委員はガバナーエレクトによる指名、地区委員長による推薦、クラブでの推薦枠から選出され、出来る限り多くのクラブから輩出されることを推奨する。
- (iii) 地区委員会委員数は最小限とし、Eメールやウェブ、電話などのIT等を活用し経費節約に努める。
- (iv) 委員会内には必ず会計担当者を置き、会計書類はすべて幹事長および地区財務委員会委員長が点検する。

(3) 地区委員会委員長・委員推薦に際しての留意事項

- a) 地区委員会委員長・委員の推薦について、退任後に1期を経ての再選を妨げない。
- b) 地区委員長・委員の主な選任基準と資格
 - ① 地区委員長は、過去に地区委員、クラブ会長、幹事、委員長などの要職を全期務めていることが推奨される。
 - ② 指名にあたって、地区委員長および委員の責務を受諾する意志と能力があること。
 - ③ 将来にわたって地区リーダーとして有望であること。
- c) 資格条件の留意事項
 - ① クラブにおいて、入会后3年以上の会員が就任することを推奨される。
 - ② 現地区委員が、他の次期地区委員会に移籍する場合も上記の手続を要し、ガバナーエレクトによって委嘱される。
- d) 地区委員長の交代
 - ① 地区委員長が、任期中にその任務を遂行できなくなったとき、通常は地区副委員長が代行する。
 - ② その期間が長期に亘るときには、地区副委員長あるいは地区委員の中から、ガバナーが新地区委員長を指名し、「資格研修の補修」を受講後に任命する。
 - ③ ガバナーは地区委員長の解任について、任期中であっても次のような事態が生じた場合は解任できる。地区副委員長、および地区委員も同様とする。
 - ・ 委員会の職務上、重大な支障または過失があった場合
 - ・ ロータリー会員身分が終結した場合
- e) 次期地区委員会副委員長及び会計担当者任命手順と留意事項
 - ・ 次年度地区委員長として任命され、地区委員が任命された時点で、委員長は委員の中から、地区副委員長と当該地区委員会の会計担当者を所定の書式によって推薦しガバナーエレクトに報告する。
 - ・ 地区副委員長は地区委員長の代行任務があり、また将来に地区委員長となるべき人材を推薦すべきである。
 - ・ 会計担当者は当該地区委員会の全ての資金を適正に管理し、請求書、領収書、現金出納簿、預金通帳などを保管し、全ての地区委員会資金の出納を帳簿に記載する。
中間会計監査を受ける為に、指示があった場合には中間決算報告書を作成し、全ての帳票類をガバナー事務所に提出する。
 - ・ 年度終わりに、委員会委員長は決算報告及び全ての帳票類をガバナーに提出する。
 - ・ ガバナーは地区会計長から提出された書類と共に、全ての委員会から提出された書類の監査を受けなければならない。

II-1. 地区奉仕プロジェクト委員会

II-1-1. 社会奉仕プロジェクト委員会

ガバナーは、RI より地区社会奉仕委員会を任命するよう奨励されている。

【地区奉仕プロジェクト委員会の責務】

- (1) クラブが取り組むべき地区内の社会奉仕事業に関わる諸問題を援助する。
- (2) クラブプロジェクトの強化に役立つロータリープログラムや強調事項に関する情報を提供するため、地区内クラブを訪問する。
- (3) クラブ社会奉仕委員長が責務を遂行するのを奨励、援助する。
- (4) 適切であればクラブがロータリー地域社会共同隊（RCC）を結成するのを奨励しプロジェクト開発案を交換するために地区レベルの RCC 会議を奨励する。
- (5) 他の地区委員会との委員会間交流を横断的に行う。
- (6) アイデアを交換し、プロジェクトを推進するために、地区大会や地区研修・協議会その他の会合と付随して地区レベルでのクラブ社会奉仕委員長の会合を組織する。
- (7) 情報を分かち合いクラブの目標設定を援助することを通じてクラブ社会奉仕プロジェクトとロータリー以外の地元の奉仕団体との間で協力できる分野を探す。
- (8) ガバナー月信または地区のウェブサイト等で広報するため、クラブ社会奉仕委員長に成功を収めた社会奉仕プロジェクトについて定期的に報告するよう要請する。
また「ロータリーの友」などの出版物に掲載される可能性もあるので留意する。
- (9) 地区やゾーンの会合で、優れた社会奉仕プロジェクトを展示する。
- (10) 地区規模の社会奉仕活動を検討する。

II-1-2. 国際奉仕プロジェクト委員会

地区とクラブは、情報伝達の重要性和縦の情報連携を促進し、そしてあらゆる種類の国際奉仕の説明責任の明確化を目的として国際奉仕委員会を設置する。

特に親睦を強調した訪問、国際ボランティアの機会そしてロータリークラブと地区の間のパートナーシップを育成する。

また、ロータリー親睦活動グループ（同じ趣味や職業的関心を持つ世界中のロータリー会員、配偶者、ローターアクト会員から成るグループ）、ロータリー友情交換（会員とその家族が海外を訪問して友好を築くための交換プログラム）等の調査を行い、交換を通じて将来のプロジェクトパートナーの開拓機会を含め、地区内クラブへ紹介を行う。

【国際奉仕プロジェクト委員会の責務】

- (1) クラブの海外プロジェクトを支援することを主に、地区内クラブに海外クラブとの共同事業を案内サポートし、必要に応じそれらに関する補助金申請プロセス等を援助する。
- (2) さまざまな分野の専門知識をもつロータリアン行動グループの情報を紹介し支援を得ることをクラブに奨励する。
- (3) クラブによる国際奉仕活動の紹介や広報を行う。
- (4) 地区内クラブに国内外の姉妹地区、姉妹クラブの紹介や提携推進に務める。
- (5) 地区内のロータリー親睦活動に関するプレゼンテーション（説明発表）を地区大会で行うよう手配し、地区大会で展示するブースを確保する。
- (6) ロータリー親睦活動の案内資料を地区内のロータリアンに電子媒体で配信しグループへの入会希望者がいれば該当するグループに連絡するよう奨励する。
- (7) 国際大会において、種々のロータリー親睦活動への参加を奨励する。
- (8) 国際大会を推進するため、クラブと地区の会合に出席する。
- (9) 国際大会の資料や情報に関する地元の支援源としての役割を果たす。
- (10) RI ウェブサイトへのリンクを設けた地区のウェブサイトを立ち上げる。
- (11) 国際大会関連の重要な資料を広報・公共イメージ向上委員会と協力してクラブをしてクラブにを通知する。
- (12) 国際大会へ登録する可能性のある人々を特定し E メールや書簡その他の通信手段を用いて登

録を推進する。

II-1-3. 青少年奉仕委員会

- ① 本委員会は青少年奉仕関連の地区プログラムを担当するインターアクト、ローターアクト、ロータリー青少年指導者養成プログラム（RYLA）、青少年交換の各委員会の正副委員長で構成され、地区内の新世代活動を立案、実施、支援する。
- ② 青少年の参加を促すため他の委員会と調整を図る。
- ③ 不測の事態を想定し強固な危機管理体制を構築する。
- ④ ガバナーは本委員会に最もふさわしい構成、また他の地区委員会との関係に留意する。
- ⑤ 地区プログラムに関連する委員会でインターアクト、ローターアクト、ロータリー青少年指導者養成プログラム（RYLA）、青少年交換に参加するクラブに具体的な支援と指導を行う。
- ⑥ 地区 RYLA プログラム（青少年、大学生、若い社会人がリーダーシップスキルを伸ばすための研修プログラム）を担当する。

【青少年奉仕委員会の責務】

- (1) 地区の新世代プログラム（インターアクト、ローターアクト、RYLA、青少年交換）と奉仕委員会（社会奉仕、国際奉仕、職業奉仕）は相互に協力する。
- (2) 青少年にさまざまな機会を与えるため、他団体との協力を奨励、促進する。
- (3) 青少年が一つのプログラム活動から次のプログラムへ移行できるよう助け、リーダーシップを身につけるにつれて新しい責務を任せるよう奨励する。
- (4) 新世代プログラムの元参加者が、継続的にロータリーとの関係を保てるように支援する。
- (5) すべての参加者にとって安全な活動環境を生み出すことが重要である。
- (6) 「虐待とハラスメント防止に関する研修の手引き」を理解しておくこと。
（危機管理委員会と連携する。）

II-1-4. 青少年交換委員会

- ① 国際理解を発展させる機会として青少年交換を推進するため、ガバナーは、青少年交換委員会を設置する。青少年が海外に滞在し国際理解と平和を促進するには、特別の専門知識が必要とされるため、委員長の任期を延長することができる。
- ② ガバナーはプログラムの継続性を維持確保するため、委員会の人員交替に留意する。
- ③ 青少年交換プログラムの手続きの管理を担当する委員には、青少年保護、社会福祉、法律、またはその他の同様の分野に精通している人を選ぶ。

【青少年交換委員会の責務】

- (1) 地区内クラブと協力して、以下を行う。
 - ・クラブ青少年交換委員会を研修する。
 - ・受入学生と派遣学生への期待事項を定める。
 - ・クラブの青少年交換活動の充実化を援助するために、ロータリーのリソースに関する情報を提供する。
 - ・プログラムのあらゆる面において学友を関与させ、青少年交換の学友グループ「ROTEX」の活動を企画するようクラブに奨励する。
 - ・青少年交換プログラムにおける以下のような青少年保護活動の調整を図る。
 - a) ホストファミリー、学生、成人のボランティアを研修する。
 - b) 委員、ホストファミリー、ロータリアン・カウンセラーとその他の人々（ただしこれらに限らない）を含む成人のボランティア全員を審査する。これには、青少年と活動するボランティアとしての適性を判断するための面接や、ボランティアが青少年ボランティア誓約書へ記入したことの確認、警察の犯罪歴記録の確認や照会を含む経歴照会を行うことも含む。
 - c) 性的虐待あるいはハラスメント（嫌がらせ）を自ら認めた、または有罪を宣告された、あるいはそれに関与したと認められたボランティアを、ロータリーが関係する青少年活動に参加させてはならない。

- d) 青少年交換学生のために地区認定条件のすべてを満たす支援体制をつくる。
- e) 虐待またはハラスメントの申し立てがあった場合に学生を支援するための手続きを、あらかじめ定めておく。これには、申し立てのあった加害者とロータリープログラムに参加する青少年との接触を断つこと、学生を移動させる際の基準を確立すること、臨時宿泊施設を見つけること、支援を提供することなどが含まれる。
- (注1) 派遣に関しては以下を行う。
- ・ 海外の地区と関係を築き、学生の受け入れ先を決めるために連絡を取る。
 - ・ クラブが学生を選考するのを助ける。
 - ・ 学生と保護者のためのオリエンテーションを提供する。
 - ・ 学生、保護者、旅行代理店の間での調整役を務める。
 - ・ 海外に滞在中の学生から送られた報告書に目を通し、何か異常が報告された場合には対応にあたる。
- (注2) 受け入れに関して以下を行う。
- ・ 地区の受入ロータリークラブと学生の派遣地区との間の調整役を務める。
 - ・ 学生の到着後にオリエンテーションを実施する。
 - ・ ホストファミリーの選定とオリエンテーションの実施においてクラブを援助する。
 - ・ 到着する学生を空港で出迎える。
 - ・ 危機管理方針を定め、危機管理対策を実行する。
 - ・ 早期帰国、虐待またはハラスメントの申し立てなどを含む事態に対する報告手続と対応策を定め、地区の申し立て報告の指針についてすべての成人のボランティアに説明する。
 - ・ プログラムの必須要件を満たさない学生、成人のボランティア、その他の参加者をプログラムから排除するための指針を作成する。性的虐待あるいは嫌がらせの申し立てを受けたロータリー青少年プログラムに関与するいかなる成人も、問題が解決するまでは、ロータリープログラムに参加する青少年との一切の接触を断たなければならない。
 - ・ 自然災害、社会情勢または政情不安などの緊急事態に対する危機管理手続きを確立する。
 - ・ 受入学生のために必要な保険と、地区プログラムのために必要な一般損害保険の水準を定める。
 - ・ 受入地区とともに補償範囲と保険会社を取り決める。
 - ・ 保険の加入手続きにおいて派遣学生を助ける。
 - ・ RIの方針に沿った地区プログラムの指針と学生のための規則を定める。
 - ・ 地区やクラブのウェブサイト、広告やニュースの記事を通じて、青少年交換プログラムを地区全域に推進する。
 - ・ 学生、ホストファミリー、カウンセラー、クラブおよび地区役員を含むプログラム参加者全員の間での効果的なコミュニケーションを維持する。
- (2) 地区委員長は事故、死亡、早期帰国、犯罪等、学生にかかわるすべての深刻な事態と虐待やハラスメントの申し立ての報告は72時間以内に行う。
- (3) プログラムの年次評価書は、次の各項について作成しガバナーに提出する。
- ・ 各学生の情報。
ロータリー青少年交換プログラム申請書に含まれる保証書式を使って学生が到着する少なくとも1カ月前に報告する。
 - ・ 学生がホストファミリーを変更した際には、新しいホストファミリーの情報をRIに報告しなければならない。
 - ・ 青少年交換プログラムに参加するためには、地区はRIより認定されなければなりません。この認定プログラムは、以下のような青少年保護に関する必須条件やプログラムの運営におけるベストプラクティスを確立することによって、学生の安全を確保するものです。「青少年と接する際の行動規範に関する声明」の採用、ならびに地区の虐待とハラスメント防止に関する方針、あるいは青少年保護に関する方針の作成。
- (4) 青少年交換プログラムの法人化あるいは同等の合法的な組織団体化。
- ・ 地区の所在地において適切な補償額と限度額を備えた一般損害保険への加入。
 - ・ 地区プログラム外で企画されたクラブ間の交換の禁止。
 - ・ 青少年交換プログラムに参加するためには、地区はRIより認定されなければならない。
 - ・ この認定プログラムは、以下のような青少年保護に関する必須条件やプログラムの運営にお

- けるベストプラクティスを確立することによって、学生の安全を確保するものである。
- ・青少年と接する際の行動規範に関する声明」の採用、ならびに地区の虐待とハラスメント防止に関する方針、あるいは青少年保護に関する方針の作成。
- (特記事項) ロータリークラブ、ロータリアン・カウンセラー・国際ロータリーの役割、学生の派遣、受け入れ、ホストファミリー等は、最新の「青少年交換要覧」

II-1-5. 奨学生・学友委員会

学友の定義

以下のプログラムへの元参加者が「ロータリー学友」と呼ばれている。

- ・インターアクト、
- ・ローターアクト、
- ・ロータリー青少年交換、
- ・ロータリー青少年指導者養成プログラム (RYLA)、
- ・ロータリー平和フェローシップ、
- ・ロータリー財団の奨学生 (グローバル補助金、地区補助金)、職業研修チーム (VTT) のチームメンバーまたはリーダー、
- ・米山記念奨学生 (米山学友会)
- ・以前のロータリープログラム参加者 (国際親善奨学金、大学教員のためのロータリー補助金、研究グループ交換 (GSE) のチームメンバーまたはリーダー) インターアクト委員会、ローターアクト委員会、ロータリー青少年指導者養成 RYLA)、委員会の共通した責務は、以下の通りです。

【地区奨学生・学友委員会の責務】

(1) インターアクト委員会

12～18歳の青少年が参加するインターアクトクラブ (地元ロータリークラブが提唱) の指導と充実させるために提唱クラブを通して助言を行う。

(2) ローターアクト委員会

18歳以上の学生や若い社会人が参加するローターアクトクラブ (地元ロータリークラブが提唱) の指導と充実を目的に提唱クラブを通して助言を行う。

(3) ロータリー青少年指導者養成委員会 (RYLA 委員会)

RYLA は、若いリーダーを育て、ネットワークを築き、アイデアを広げ、行動を起こすよう若者の意欲を高めるためのプログラムである。

RYLA 委員会は、以下の方法でプログラムを推進する。

- ・地区内の RYLA 行事の企画・実施を支援する。
- ・RYLA 元参加者とロータリーとの良好な関係を保ち続ける。

II-2. 地区会員増強・維持拡大委員会

会員増強・拡大委員会は、地区にふさわしい会員増強策を検討、奨励、実施し、また地区内に新しいロータリークラブを結成する計画を立て実行する。

【地区会員増強・維持拡大委員会の責務】

- (1) ガバナーエレクトおよび地区研修リーダーと相談の上、地区会員増強セミナーを立案、推進、実施する。
- (2) クラブの勧誘活動を援助し会員減少の著しいクラブには特に注意を払う。
- (3) RI から入手できる会員増強のための資料についてクラブに伝える。また、会員変更についてクラブが RI にすぐに報告するよう確認する。
- (4) 地区が会員増強目標を達成できるよう、ガバナーおよびクラブのリーダーと協力し定期的な連絡を取り合う。
- (5) 地区全域の会員増強活動を調整する。
- (6) RI または会長による会員増強表彰プログラムに参加するようクラブに奨励する。
- (7) 会員増強の取り組みにおいてフェローシップ親睦活動委員会及び広報公共イメージ委員会の活動との連携を図る。

- (8) 革新的な会員増強計画を立て、実施するようクラブに奨励する。
- (9) クラブの会員増強委員長を支援する。
- (10) 刷新性、柔軟性、多様性についてクラブで卓話をする。
- (11) 地区の会員増強活動の計画において、ロータリー・コーディネーターと協力する。
- (12) Rotary.org でダウンロード可能なリソースについてクラブ委員会に伝える。
- (13) 現在ロータリークラブは存在しないが、新クラブ結成の人口条件を備えている地域社会を探し出す。

II- 3. 地区広報・公共イメージ向上委員会

- (1) ロータリーを一般の人々に広め、ロータリーへの理解と支援を促進する。
- (2) 一般に向けた効果的な広報や公共イメージの向上に努める。

【地区広報・公共イメージ向上委員会の責務】

- (1) ガバナーや他の主要な委員長との連絡を保ち、広報に利用できる地区プロジェクトや活動（特に一般の人びとの関心を引くようなもの）を常に把握しておく。
- (2) 報道機関、地域社会のリーダー、協力の可能性のある団体、ロータリープログラムの受益者、一般の人々など、外部の人々にロータリーの情報を伝える。
- (3) 地区内のプロジェクトや行事など、ニュースに値する話題をメディアに伝え、またソーシャルメディアを通じて地区やクラブの活動や話題を紹介する。
- (4) ロータリーの広報関連資料をクラブに渡し、従来型の媒体や電子媒体を使って積極的に広報を行うよう奨励する。クラブ広報の重要性（一般の閲覧者を対象としたウェブサイトの構築を含む）について個々のクラブに話す機会を得るよう努める。
- (5) ロータリーの活動のさまざまな側面（ポリオプラス、7つの重点分野、補助金活動の成功、学友の活動、地区やロータリーに贈られた賞や表彰など）について周知を図る。
- (6) 地区のウェブサイトの構築や全般的な管理運営を積極的に行う。
- (7) 広報公共イメージ向上についてクラブへの支援を行う。

II- 4. 地区ロータリー財団委員会

- (1) 財団に関する豊かな経験のあるロータリアンから成り、ガバナーと協力して、財団に関する研修や情報伝達、財団プログラムへの参加の奨励などを行う。
- (2) ガバナーは職権上の委員となる。
- (3) 本委員会の継続性を保つために、ロータリー財団統括委員長はパストガバナーが就任する。
- (4) 任命された委員長の氏名は、ロータリーのウェブサイトで報告する。
- (5) この報告が行われた場合には、各委員会の関連情報は委員長に直接送られる。
- (6) 年次基金、恒久基金の寄付、使途指定寄付による大口寄付の奨励とポリオ根絶活動の情報をロータリアンや地域社会の人びとに伝え、募金活動を企画する。
- (7) 年次基金の寄付協力と寄付ゼロクラブを無くすための啓蒙活動を行う。

II- 4- 1. ロータリー財団資金管理・寄付推進委員会

- ① 補助金の管理を徹底させ、適切な補助金管理についてロータリアンに情報や研修を提供する。
- ② 地区が補助金を監督するにあたり、この小委員会が重要な役割を担う（特に補助金の金額が大きい場合には、所期の目的に沿って資金が使用されるよう監督することが重要となる）。
- ③ 地区における財団への寄付の推進と、寄付者の表彰・認証を管理する。

【ロータリー財団資金管理委員会及び寄付推進委員会の責務】

- (1) 財務管理計画の作成及び「地区の覚書（MOU）」の提出を援助する。
- (2) 補助金管理セミナーの実施を支援するなど、クラブの参加資格認定を援助する。
- (3) 補助金プロジェクト委員会と協力して、資金管理を徹底させ（クラブと地区が提唱する補助金の報告を含む）、モニタリングと評価を行う。
- (4) 補助金に関与するすべての人について、利害の対立（またはその疑い）が生じないよう徹底させる。

- (5) 補助金関連活動での資金の悪用や不正を解決する手順を定め、資金の悪用や不正があればロータリー財団に報告し、地元で初期調査を実施する。
- (6) 財務管理計画の年次財務評価を行い、その結果がクラブに通知されるようにする。本委員会の中に、例えば、補助金の報告、不正の調査、地元の法的義務、年次財務評価を担当する各小委員会をさらに追加することもできる。
- (7) クラブが寄付目標とその達成に向けた戦略を立てるのを援助する。
- (8) クラブと地区の寄付推進活動活動を計画する。
- (9) 財団の寄付推進の取り組みについてクラブに伝えクラブのモチベーションを高める。
- (10) 地区内の寄付者への感謝行事を企画する。
- (11) DDF（地区財団活動資金）の配分についてガバナーに助言する。

II-4-2. 補助金プロジェクト委員会

- ① ロータリー財団補助金 [地区補助金 (DG:DistrictGrants) とグローバル補助金 (GG:GlobalGrants)] の実施を支援する。
- ② クラブが補助金を利用して教育的、職業的、人道的活動を実施できるよう支援する。

【補助金プロジェクト委員会の責務】

- ・ ロータリー財団の補助金について熟知し、補助金に関する情報を地区内の会員に提供する。
- ・ 「地区補助金とグローバル補助金の授与と受諾の条件」についてクラブに伝え、指導し、クラブがこれを順守するよう確認する。
- ・ クラブと地区への補助金の配分に関して地区の方針を定め、その方針を実行する。
- ・ 補助金資金（DDF: 地区財団活動資金、WF: 国際財団活動資金）の支払いを管理し、報告書作成のために適切な記録が保存されるようにする。
- ・ 財団資金管理委員会と協力して、資金管理を徹底させる（クラブと地区が提唱する 補助金の報告を含む）

II-4-3. ロータリー平和フェロシップ委員会

- ① 当地区は平和フェローのサポート地区でありその協力を行うこと。
- ② 平和フェローに対してカウンセラーを推薦する。
- ③ 平和フェロシッププロジェクトに関して各クラブへの通達や報告を行う。
- ④ 平和フェローカウンセラーの研修と平和フェローに対して日本文化とロータリー精神を身に付けるようにサポートをする。

II-4-4. ポリオプラス・ロータリーカード推進委員会

- ① ポリオプラスへの寄付をロータリアン、クラブに奨励する。また、DDF（地区財団活動資金）をポリオプラスに寄贈するよう務める。
- ② 少なくとも年に1度、地区によるポリオ募金活動を企画する。
- ③ 地区のロータリー財団委員長、広報委員会、ガバナーと協力し、模範となるポリオ根絶活動を実施したクラブを表彰する。
- ④ 地区会合中のロータリー財団研修で、ガバナーや地区研修リーダーと協力してポリオ根絶に関する発表または研修を行う。
- ⑤ 個人のロータリーカード作成および使用の推進、クラブのロータリーカード作成および利用の推進を図る。

II-5. ロータリー米山記念奨学会委員会

公益財団法人ロータリー米山記念奨学会（以下、「米山奨学会」とする）の理念と目的について充分クラブを通じてロータリアンに啓蒙し理解を深めるよう努める。また、米山奨学生との交流を図る事業を計画する。

【米山記念奨学会委員会の責務】

- (1) 世話クラブ・カウンセラー制度をクラブに紹介し、「世話クラブ」と「カウンセラー」を募り決定す

- る。ロータリアンとの国際交流を深めること。
- (2) 米山奨学会の情報および奨学生のクラブでの卓話を計画する。
 - (3) 地区学友委員会に米山奨学生、米山学友を紹介し協力する。

5. 地区リーダーシップ・プランの改正

- (1) この地区リーダーシップ・プランは、標準ロータリークラブ定款、国際ロータリー定款・細則、ロータリー章典と矛盾してはならないものとする。
- (2) 地区リーダーシップ・プランの改定にあたってはその実務を地区戦略計画委員会が担当し必要に応じて担当委員会を設けることができる。